

鹿屋体育大学国際交流センター規則

		〔昭和60年7月3日〕
		規則第14号
改正	昭和61年3月19日	平成15年3月31日
	規則第9号	規則第16号
	昭和63年4月1日	平成16年4月1日
	規則第3号	規則第42号
	昭和63年11月22日	平成19年3月22日
	規則第14号	規則第22号
	平成元年7月19日	平成23年2月7日
	規則第2号	規則第7号
	平成4年5月21日	平成30年3月29日
	規則第8号	規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学国際交流センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、留学生への支援、外国語に関する専門的教育及び研究を推進し、国際交流の進展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

- (1) 教授、准教授、講師又は助教
- (2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

(委員会)

第4条 センターの運営に関する重要事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成16年規則第12号）第3条に定める国際交流推進委員会において審議する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、学術図書情報課において処理する。

附 則

この規則は、昭和60年7月3日から施行する。

附 則（昭61. 3. 19規則第9号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭63. 4. 1規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭63. 11. 22規則第14号）

- 1 この規則は、昭和63年11月22日から施行する。
- 2 この規則による改正後最初に任命される第4条第2項第5号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までとする。

附 則（平元. 7. 19規則第2号）

この規則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則（平4. 5. 21規則第8号）

この規則は、平成4年5月21日から施行する。

附 則（平15. 3. 31規則第16号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第3号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則（平16. 4. 1規則第42号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平19. 3. 22規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平23. 2. 7規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 29規則第22号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。